



公金の債権回収業務に関する法務研修(京都開催) 資料

平成31年2月28日

# 京都市の取組について

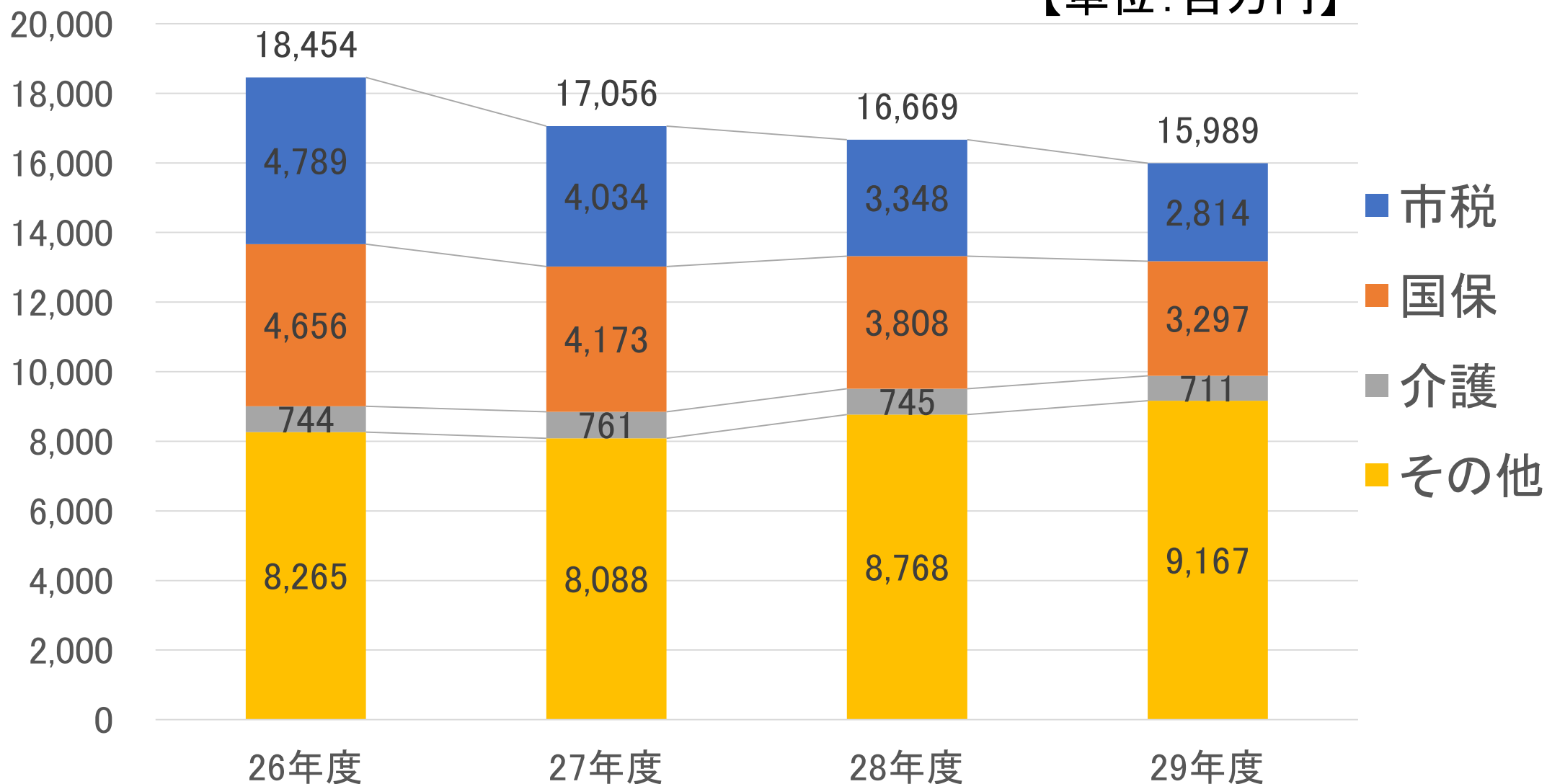


京都市行財政局資産活用推進室

# 1 京都市の未収債権の現状

## ● 収入未済額の推移

【単位：百万円】



## 2 基本計画(実施計画)に基づく取組

「はばたけ未来へ！京プラン」実施計画第2ステージ（平成28～32年度）

### 市税等の徴収の推進

債権名	参考値 (22年度決算)	現況値 (26年度決算)	目標値 (32年度決算)
市税徴収率	97.0%	97.9%	98.5%
介護保険料徴収率	98.2%	98.4%	98.6%
保育所保育料徴収率	99.1%	99.2%	99.2%
国民健康保険料徴収率	91.0%	93.4%	93.56%
市営住宅家賃徴収率	97.1%	98.8%	99.1%

## 2 基本計画(実施計画)に基づく取組

「はばたけ未来へ！京プラン」実施計画第2ステージ（平成28～32年度）

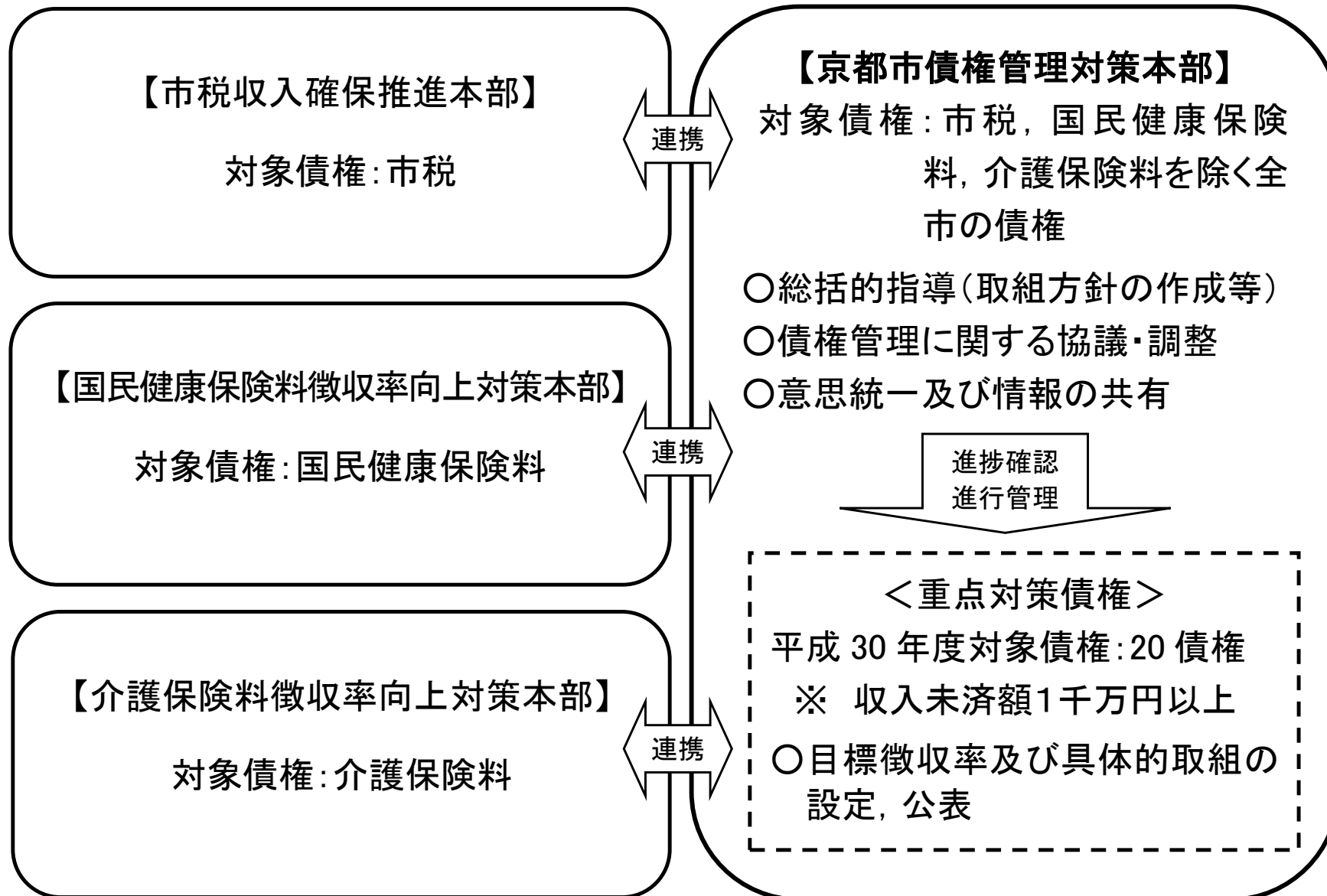
### 納税者の利便性向上に向けた取組の推進

- コンビニ納税について、現在実施済みの軽自動車税に加えて、取扱税目を個人市・府民税、固定資産税・都市計画税へ拡大
- コンビニ納税と同税目でのクレジット納税の導入

### 効果的かつ効率的な債権回収の推進

- 専門部署による高額困難債権の集中処理
- 債権管理対策本部による適正かつ組織的・計画的な債権管理の全庁一体的な推進
- 「債権管理条例」の制定
- 債権管理・回収に携わる人材の育成

### 3 全庁一体的な取組(対策本部の設置)



## 4 債権管理条例の制定(平成29年3月)

### 債権管理に関する事務処理基準の統一

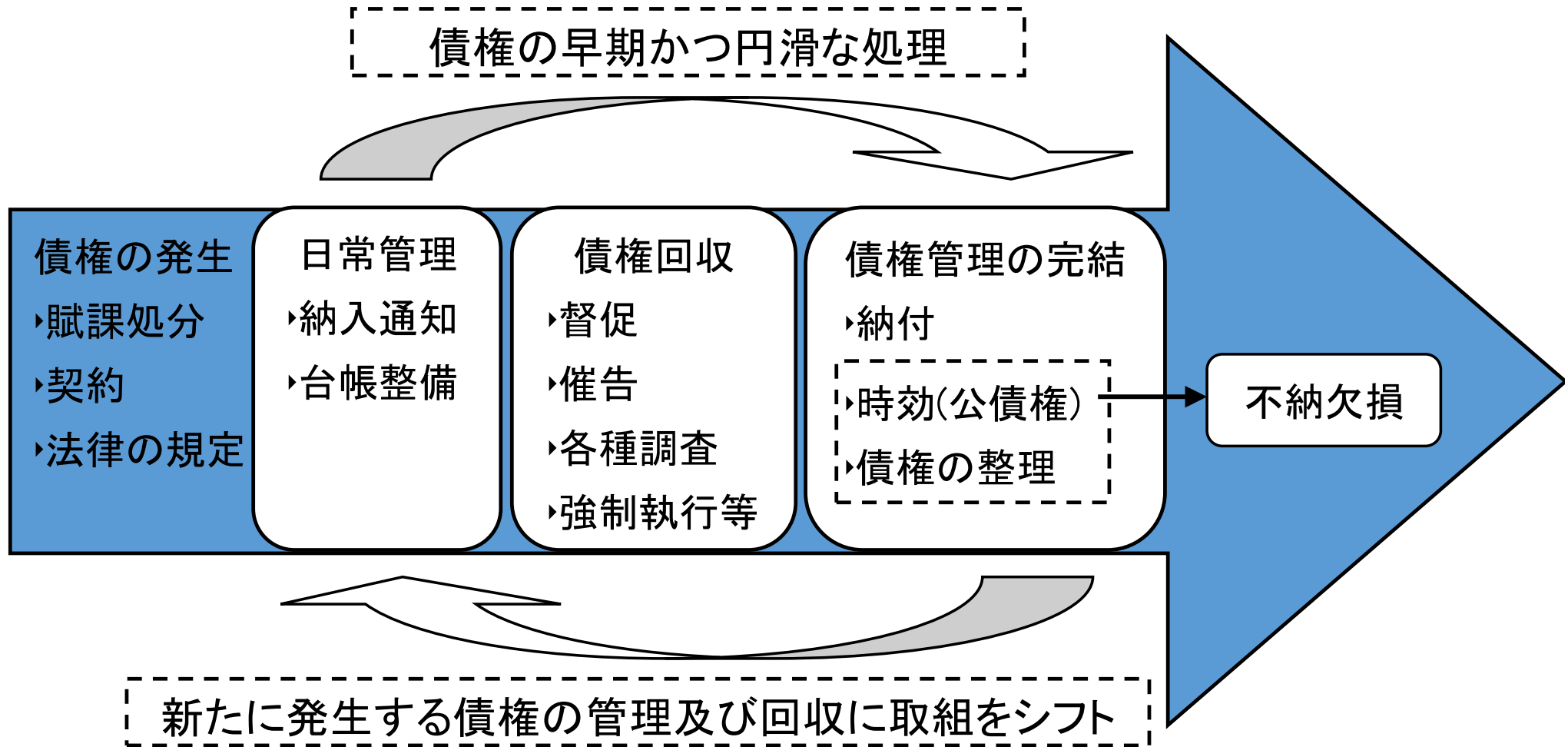
- 債権管理台帳の記載事項の整理
- 督促及び強制執行等の実施時期を規定

### 徴収不能債権の整理

- 非強制徴収債権の放棄要件を規定  
(破産, 相続放棄等, 強制執行後徴収不能, 生活困窮かつ資力回復困難, 徴収停止の継続, 時効期間満了)
- 放棄後, 議会へ報告することを規定

# 4 債権管理条例の制定(平成29年3月)

## 条例制定後の債権管理のサイクル



## 5 民間ノウハウの活用

### 弁護士との連携

- 債権回収業務の委託
- 法律相談業務の委託
- 弁護士会への研修講師派遣の依頼

### 調査業務の委託

- 市外に転出した債務者に関する現地調査代行業務の委託

### 研修企画の委託

- 債権回収に係る交渉力研修(研修企画会社)
- 生活再建提案型の債権回収研修(ファイナンシャルプランナー)



## 5 民間ノウハウの活用

### 弁護士との連携（債権回収業務委託の内容）

- 単独では費用対効果の低い小規模債権をまとめて委託

#### ＜委託内容＞

納付催告及び交渉

弁護士法第23条の2第1項に基づく調査

強制執行を含む法的措置（支払督促）の実施

- その他、規模の大きい債権は単独で委託を実施

## 5 民間ノウハウの活用

### 弁護士との連携（法律相談業務・研修講師派遣）

- **法律相談業務の委託**

債権所管課から債権回収に関する相談を受け、専門的助言等が必要な場合は、弁護士に助言等を依頼

- **弁護士会への研修講師派遣の依頼**

地方自治体が有する債権特有の法規（地方自治法及び同法施行令等）を踏まえた上で、特に専門的な知見やノウハウを必要とする分野を中心とした講演を実施

（平成30年度研修内容：改正民法，相続制度（民法），破産法）

## 6 その他の取組

- 専門部署による高額困難債権の集中処理
- 債権管理・回収に携わる人材の育成
- 債務者に係る情報の共有化の推進
- 庁内情報誌の発行